

小城市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市が行う入札（一般競争入札・指名競争入札等）について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札公告及び入札通知書において明記するものとする。

(入札書の郵送)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書、工事費内訳書（建設工事に限る）及びその他公告で指定する書類（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印した上で、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その日の前日とする。）の17時までに到着するように小城市総務部財政課に郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

- (1) 入札書に記載する日付は、公告及び入札通知書に示された開札日とする。
- (2) 封筒には入札書等を入れ、「親展」、「入札書在中」、開札日、入札参加者名を記入し、封印すること。
- (3) 郵送の方法は、一般書留、簡易書留、配達記録または配達証明とする。
- (4) 入札書等は入札案件ごと内封筒にまとめ入れ封入することとする。
- (5) 前2号の規定は、災害時や感染症対策時等において、入札の簡素化を図る場合は適用しない。

3 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(再度入札)

第4条 郵便入札による1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内（かつ最低制限価格制度の対象となる案件の場合は、最低制限価格以上）での入札がない場合、1回に限り再度入札を行うこととする。

2 再度入札の開札日時は1回目の開札日の概ね5日後以内（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）に行う。

3 1回目の開札において有効な入札者に対しては、再度入札を行う旨及び1

回目の有効な最低入札価格をメールまたはファックス送信により通知することとする。

- 4 1 回目の開札において無効・失格等の入札者に対しては、再度入札に有しない旨をメールまたはファックス送信により通知することとする。
- 5 再度入札を通知された場合は、開札日の前日（前日が土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その日の前日とする。）までに第3条の規定の方法により入札書等を郵送することとする。

（入札の辞退）

第5条 入札を辞退される場合は、小城市総務部財政課へ開札日の前日 17 時までに辞退届を郵送にて提出するものとする。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 競争入札に参加する資格のないものがした入札
- （2） 入札書に記載した金額を加除訂正したものまたは氏名又は押印のない入札
- （3） 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を郵送した入札
- （4） 指定された方法以外で郵送された入札
- （5） 公告及び入札通知書において指定した日を過ぎて到達した入札
- （6） 工事費内訳書の提出を必要とする場合において、工事費内訳書が同封されていない入札
- （7） 工事費内訳書の提出を必要とする場合において、入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札
- （8） その他市長が定める入札要件に違反してなされた入札

（入札の延期または中止）

第7条 市長は、郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期または中止をすることができる。

（立会人）

第8条 あらかじめ入札参加業者の中から選出された2人を立会人に選定し、入札書の開札に立ち会わせるものとする。ただし、災害時や感染症対策時等において、入札の簡素化を図る場合は、立会人を当該入札事務に関係のない職員とすることができる。

- 2 前項前段の規定による立会人の選出方法については、指名通知等の際に、入札事務に関係のない職員がくじにより抽出する。また、その立会人は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とする。
- 3 立会人がいない場合又は欠席した場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 4 選定された立会人に対しては、電話により連絡するものとする。
- 5 立会人が代理人の場合は、立会人委任状を必要とする。

(くじによる落札者の決定方法)

第9条 落札者となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合は、次の各号により決定する。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書にくじ用数字記入欄の3桁の数字を記載する。
- (2) 同価格の入札をした者に小城市入札参加資格申請の受付順に、くじ用業者番号を業者番号に付ける。(0. 1. 2・・・)
- (3) 同価格の入札をした者が記載した第1号のそれぞれの数字の合計を同価格の入札をした者の数で除し、余りの数字と第2号で付番した番号が合致した者を落札者とする。
- (4) くじ用数字記入欄に数字が記載されていないものは0とみなす。

(入札結果の公表)

第10条 落札者を決定したときは、当該落札者に連絡し、落札者以外の者については、入札結果をメールまたはファックス送信により連絡することとする。

(異議の申立)

第11条 郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から実施する。